

## はじめに

我が国における障害福祉施策は、平成25年4月の障害者総合支援法施行や、平成28年の成年後見制度の利用促進に関する法律の成立のほか、障害者総合支援法、発達障害者支援法、児童福祉法の改正など様々な法整備が行われ、これらに基づき取組を進めてきました。

令和5年には、「第5次障害者基本計画」が策定され、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、各分野の



高知市長 桑名 龍吾

施策に共通する横断的視点として、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援等の取組の推進が示されました。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、主なポイントとして、入所等から地域生活への移行や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障害者等支援の一層の充実等に取り組むことが挙げられています。

こうした動向をふまえ、本市では「障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を基本理念とし、

「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定しました。この計画は期間を令和6年度から3年間としており、全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし、障がいの種別や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として包容される社会の実現に向けた総合的な取組を、PDCAサイクルを回しながら着実に進めていくこととしています。

本計画がめざす目標の実現に向けては、それぞれの地域で、相互の理解を深め、保健・医療・福祉・教育など関係者が連携して取組を進めていくことが重要と考えておりますので、より一層のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり多大なご尽力をいただきました高知市障害者計画等推進協議会の委員の皆様並びにアンケート、意見交換会及びパブリック・コメントなどで貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月